

富士見町乳幼児用おむつ購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、乳幼児期に安心して子育てができるよう経済的負担の軽減を図るとともに、移住定住を促進し地域活力あるまちづくりに寄与することを目的とし、乳幼児の成育に必要なおむつの購入費に対し補助金を交付することについて、富士見町補助金等交付規則(昭和 51 年富士見町規則第 7 号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱により交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する満 3 歳に達する日の前日までの間にある乳幼児を育児する同一世帯の親又は家族
- (2) 1 年以上町内に居住する見込みの者
- (3) 富士見町が賦課する町税及び料金の滞納がない者

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、保護者がおむつ購入に要した費用(1,000 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、1 回 24,000 円を限度とする。

(交付申請等)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、富士見町乳幼児用おむつ購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に乳幼児のおむつ購入に係る領収書又は購入を証する書類を添えて町長に申請しなければならない。

- 2 申請の回数は、0 歳から 2 歳の年齢ごとに 1 回とする。
- 3 申請期限は、各年齢の翌年の誕生日の属する月の末日とする。

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、交付を決定し、富士見町乳幼児用おむつ購入費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 6 条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいると認めるときは、決定を取り消し、既に交付した補助金の全部を返還させることができる。

(その他)

第 7 条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降の購入分から適用する。

(経過措置)

2 令和 6 年度中の申請における申請期限は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日とする。